令和7年8月分

令和7年10月3日発行

ハローワークちばみなみ



求人・求職のバランス、賃金情報

☆　職種別求人・求職・賃金バランスシート

８月中に新たに受理した求人票の下限及び上限の平均賃金（税込み）、求職票の月額最低希望賃金（税込み）平均値及び求人、求職のパート賃金（時間給）です。

☆　有効求人・有効求職のバランス

☆　産業別求人賃金一覧表

☆　中途採用時賃金月額

令和７年４月～令和７年６月の雇用保険被保険者資格取得者（新規学卒を除く）採用時賃金の平均値（税込み）です。

毎月決まって支払われる各種手当を含み、超過勤務手当、賞与及び臨時の賃金を除きます。

☆　新規学校卒業者初任給情報

令和７年３月～令和７年５月の雇用保険被保険者資格取得者のうち、新規学卒者の採用時賃金の平均値（税込み）です。

毎月決まって支払われる各種手当を含み、超過勤務手当、賞与及び臨時の賃金を除きます。

☆　千葉県の最低賃金一覧表

千葉県内のすべての事業場で働く労働者に適用される「千葉県最低賃金」、特定の業種の事業場で働く労働者に適用される「特定（産業別）最低賃金」の一覧表です。

☆　地域別最低賃金一覧（47 都道府県）

都道府県別最低賃金の改定状況です。

千葉南公共職業安定所　〒２６０－０８４２　千葉市中央区南町２－１６－３
海気館蘇我駅前ビル３階・４階
TEL　０４３－３００－８６０９
FAX　０４３－３００－８６１９

職種別求人・求職・賃金バランスシート

ハローワーク千葉南

2025年08月

常用的フルタイム			常用的フルタイム（月額：円）			職　種	常用的パートタイム			常用的パートタイム（時間：円）		
有効求人	有効求職	求人倍率	新規求人賃金 上限	新規求人賃金 下限	求職希望賃金		有効求人	有効求職	求人倍率	新規求人賃金 上限	新規求人賃金 下限	求職希望賃金
4,182	**4,304**	**0.97**	**310,132**	**235,810**	**251,089**	**職　業　計**	**2,089**	**2,652**	**0.79**	**1,462**	**1,272**	**1,234**
9	**22**	**0.41**	**333,333**	**230,000**	**550,000**	**A管理的職業従事者**	**0**	**3**	**－**	**0**	**0**	**0**
0	1	－	0	0	0	01管理的公務員	0	1	－	0	0	0
0	1	－	0	0	0	02法人・団体役員	0	0	－	0	0	0
7	13	0.54	350,000	230,000	550,000	03法人・団体管理職員	0	0	－	0	0	0
2	7	0.29	300,000	230,000	0	04その他の管理的職業従事者	0	2	－	0	0	0
810	**617**	**1.31**	**344,166**	**252,433**	**289,714**	**B専門的・技術的職業従事者**	**332**	**290**	**1.14**	**1,714**	**1,514**	**1,511**
1	8	0.13	0	0	0	05研究者	0	4	－	0	0	0
0	3	－	0	0	0	06農林水産技術者	0	1	－	0	0	0
15	23	0.65	468,800	286,400	325,000	07製造技術者（開発）	0	7	－	0	0	2,500
6	48	0.13	443,567	262,200	243,750	08製造技術者（開発を除く）	0	16	－	0	0	1,150
163	36	4.53	416,754	255,645	350,000	09建築・土木・測量技術者	2	11	0.18	1,200	1,076	1,900
42	104	0.40	495,000	257,500	345,000	10情報処理・通信技術者	0	18	－	0	0	1,667
13	3	4.33	327,443	255,470	250,000	11その他の技術者	5	4	1.25	0	0	0
4	6	0.67	500,000	400,000	366,667	12医師，歯科医師，獣医師，薬剤師	6	11	0.55	2,500	2,050	1,600
157	98	1.60	320,747	261,313	307,308	13保健師，助産師，看護師	86	68	1.26	1,965	1,655	1,478
71	24	2.96	308,742	245,327	260,000	14医療技術者	46	9	5.11	2,204	1,968	2,633
29	27	1.07	259,483	216,733	240,000	15その他の保健医療従事者	12	14	0.86	1,448	1,198	1,288
270	90	3.00	305,308	244,198	232,857	16社会福祉専門職業従事者	148	74	2.00	1,353	1,264	1,200
1	1	1.00	0	0	0	17法務従事者	0	1	－	0	0	0
2	7	0.29	0	0	0	18経営・金融・保険専門職業従事者	0	2	－	0	0	0
16	10	1.60	274,750	211,750	200,000	19教員	26	8	3.25	2,444	1,867	2,000
0	0	－	0	0	0	20宗教家	0	0	－	0	0	0
0	8	－	0	0	316,667	21著述家，記者，編集者	0	4	－	0	0	1,000
3	67	0.04	621,801	250,000	233,333	22美術家，デザイナー，写真家，映像撮影者	0	14	－	0	0	1,500
0	1	－	0	0	0	23音楽家，舞台芸術家	0	0	－	0	0	0
17	53	0.32	349,325	257,659	270,909	24その他の専門的職業従事者	1	24	0.04	0	0	1,100
324	**1,259**	**0.26**	**283,570**	**220,252**	**230,199**	**C事務従事者**	**169**	**683**	**0.25**	**1,264**	**1,177**	**1,132**
208	1,055	0.20	260,215	209,348	221,859	25一般事務従事者	103	581	0.18	1,240	1,159	1,132
27	79	0.34	330,000	248,000	246,190	26会計事務従事者	9	40	0.23	1,333	1,233	1,154
35	33	1.06	387,278	235,089	269,000	27生産関連事務従事者	8	14	0.57	1,080	1,080	0
13	52	0.25	267,960	229,390	273,000	28営業・販売事務従事者	5	11	0.45	1,500	1,200	1,100
0	0	－	0	0	0	29外勤事務従事者	0	0	－	0	0	0
38	14	2.71	308,389	258,942	300,000	30運輸・郵便事務従事者	4	3	1.33	1,350	1,350	1,063
3	26	0.12	0	0	256,667	31事務用機器操作の職業	40	34	1.18	1,500	1,250	0
239	**209**	**1.14**	**323,855**	**245,056**	**262,353**	**D販売従事者**	**55**	**123**	**0.45**	**1,250**	**1,125**	**1,108**
103	96	1.07	307,833	228,858	224,667	32商品販売従事者	43	103	0.42	1,142	1,112	1,118
1	4	0.25	0	0	275,000	33販売類似職業従事者	6	3	2.00	1,600	1,138	0
135	109	1.24	330,409	251,682	294,118	34営業職業従事者	6	17	0.35	1,600	1,200	1,050
503	**347**	**1.45**	**254,966**	**215,644**	**240,000**	**Eサービス職業従事者**	**878**	**297**	**2.96**	**1,568**	**1,243**	**1,165**
0	1	－	0	0	0	35家庭生活支援サービス職業従事者	8	1	8.00	1,965	1,205	0
327	121	2.70	253,920	217,005	245,000	36介護サービス職業従事者	558	86	6.49	1,786	1,322	1,246
64	21	3.05	199,748	183,058	188,571	37保健医療サービス職業従事者	60	9	6.67	1,309	1,103	1,050
8	30	0.27	0	0	210,000	38生活衛生サービス職業従事者	17	10	1.70	1,213	1,103	1,100
31	73	0.42	277,207	207,620	248,462	39飲食物調理従事者	92	96	0.96	1,189	1,130	1,128
38	57	0.67	281,850	229,640	262,000	40接客・給仕職業従事者	102	45	2.27	1,247	1,129	1,103
3	14	0.21	186,000	186,000	250,000	41居住施設・ビル等管理人	1	17	0.06	0	0	1,176
32	30	1.07	316,667	283,333	225,000	42その他のサービス職業従事者	40	33	1.21	1,184	1,181	1,154
80	**49**	**1.63**	**217,036**	**195,036**	**218,462**	**F保安職業従事者**	**97**	**32**	**3.03**	**1,568**	**1,318**	**1,133**
0	1	－	0	0	250,000	43自衛官	0	0	－	0	0	0
0	1	－	0	0	200,000	44司法警察職員	0	0	－	0	0	0
80	47	1.70	217,036	195,036	217,273	45その他の保安職業従事者	97	32	3.03	1,568	1,318	1,133
9	**33**	**0.27**	**295,000**	**234,500**	**225,000**	**G農林漁業従事者**	**9**	**28**	**0.32**	**1,329**	**1,329**	**4,384**
9	31	0.29	295,000	234,500	225,000	46農業従事者	9	27	0.33	1,329	1,329	4,384
0	2	－	0	0	0	47林業従事者	0	1	－	0	0	0
0	0	－	0	0	0	48漁業従事者	0	0	－	0	0	0
723	**267**	**2.71**	**316,926**	**225,211**	**260,682**	**H生産工程従事者**	**65**	**61**	**1.07**	**1,372**	**1,293**	**1,132**
49	10	4.90	316,525	233,900	300,000	49生産設備制御・監視従事者（金属製品）	0	0	－	0	0	0
70	13	5.38	250,070	196,020	205,000	50生産設備制御・監視従事者（金属製品を除く）	1	3	0.33	0	0	1,076
0	9	－	0	0	350,000	51機械組立設備制御・監視従事者	0	0	－	0	0	0
142	38	3.74	342,615	217,233	267,500	52製品製造・加工処理従事者（金属製品）	17	5	3.40	1,550	1,500	1,200
86	56	1.54	287,449	209,355	245,000	53製品製造・加工処理従事者（金属製品を除く）	24	25	0.96	1,138	1,113	1,100
24	23	1.04	315,150	225,190	215,000	54機械組立従事者	2	7	0.29	0	0	1,200
251	38	6.61	322,342	250,585	303,333	55機械整備・修理従事者	13	5	2.60	1,750	1,550	1,150
29	5	5.80	350,000	230,000	220,000	56製品検査従事者（金属製品）	0	3	－	0	0	0
10	13	0.77	272,475	238,381	250,000	57製品検査従事者（金属製品を除く）	2	3	0.67	0	0	0
4	4	1.00	0	0	250,000	58機械検査従事者	0	1	－	0	0	1,026
58	58	1.00	362,480	217,600	268,889	59生産関連・生産類似作業従事者	6	9	0.67	0	0	0
337	**242**	**1.39**	**308,507**	**252,604**	**262,292**	**I輸送・機械運転従事者**	**146**	**65**	**2.25**	**1,187**	**1,155**	**1,896**
0	0	－	0	0	0	60鉄道運転従事者	0	0	－	0	0	0
269	122	2.20	327,351	265,315	276,333	61自動車運転従事者	140	39	3.59	1,178	1,149	1,171
0	0	－	0	0	0	62船舶・航空機運転従事者	0	0	－	0	0	0
36	50	0.72	221,667	199,636	218,571	63その他の輸送従事者	0	13	－	0	0	4,067
32	70	0.46	285,000	223,667	251,818	64定置・建設機械運転従事者	6	13	0.46	1,275	1,220	1,175
826	**100**	**8.26**	**377,633**	**249,671**	**276,522**	**J建設・採掘従事者**	**24**	**12**	**2.00**	**1,875**	**1,875**	**1,125**
152	19	8.00	388,133	261,256	303,333	65建設躯体工事従事者	0	1	－	0	0	1,200
229	26	8.81	356,811	256,889	294,286	66建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）	20	4	5.00	1,875	1,875	0
184	24	7.67	376,395	238,249	262,500	67電気工事従事者	2	1	2.00	0	0	0
261	31	8.42	391,218	246,814	238,333	68土木作業従事者	2	6	0.33	0	0	1,088
0	0	－	0	0	0	69採掘従事者	0	0	－	0	0	0
322	**547**	**0.59**	**265,953**	**232,604**	**232,609**	**K運搬・清掃・包装等従事者**	**314**	**644**	**0.49**	**1,176**	**1,131**	**1,121**
168	198	0.85	276,734	245,331	241,892	70運搬従事者	28	76	0.37	1,247	1,160	1,143
38	82	0.46	253,108	225,644	185,000	71清掃従事者	121	179	0.68	1,179	1,131	1,100
21	11	1.91	232,667	219,333	0	72包装従事者	33	29	1.14	1,120	1,120	1,150
95	256	0.37	256,955	209,323	238,636	73その他の運搬・清掃・包装等従事者	132	360	0.37	1,153	1,122	1,133

✤求人賃金は当月中に新たに受付けた求人の所定内賃金の上限・下限の平均値。 数値は常用（新規学卒、臨時・季節を除く）。

✤求職希望賃金は当月中に新たに受付けた求職の最低希望賃金（税込み）の平均値。

有効求人 ・ 有効求職のバランス （令和7年8月分）

ハローワーク千葉南

グラフ 1 常 用

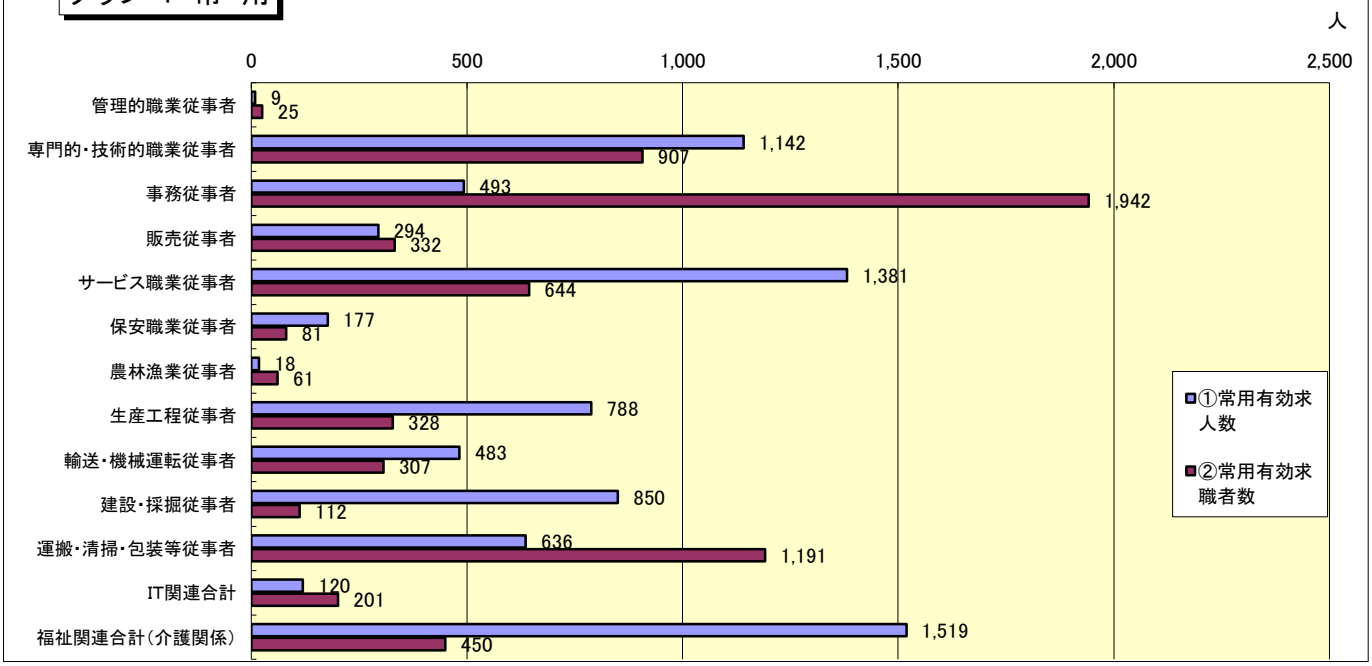
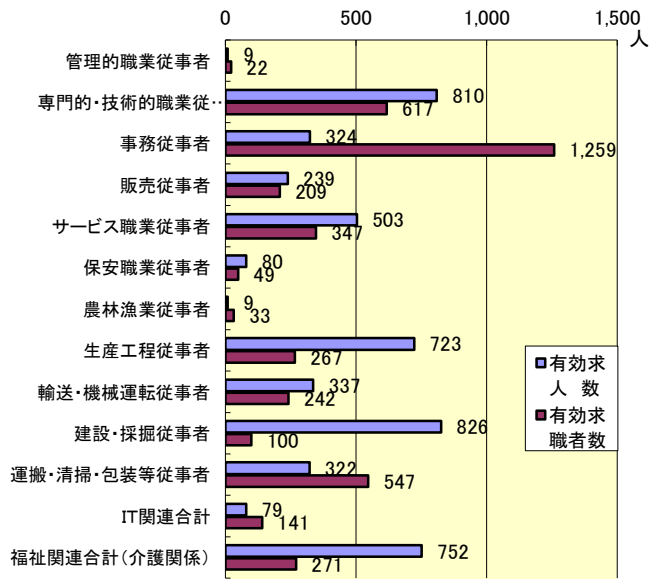


表 有効求人数・有効求職者数・有効求人倍率（常用）

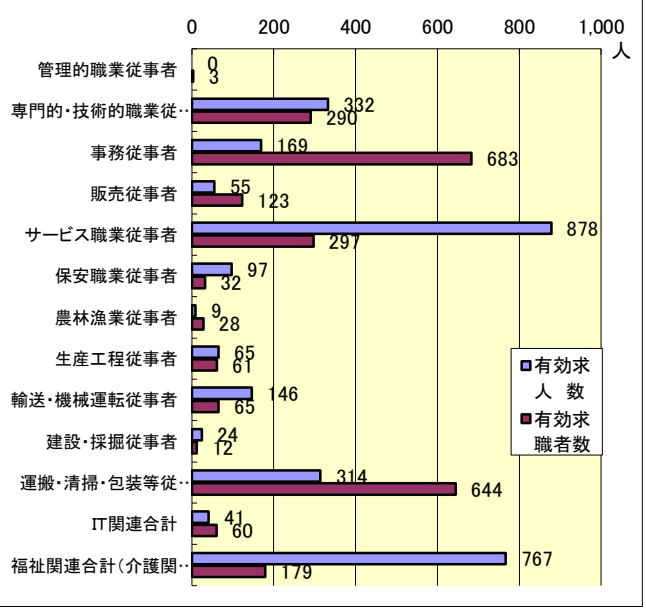
	①常用有効求人数	②常用有効求職者数	③有効求人倍率	④うちパートタイムを除く常用			⑤うち常用的パートタイム		
				有効求人数	有効求職者数	有効求人倍率	有効求人数	有効求職者数	有効求人倍率
合 計	6,271	5,930	1.06	4,182	3,692	1.13	2,089	2,238	0.93
管理的職業従事者	9	25	0.36	9	22	0.41	0	3	0.00
専門的・技術的職業従事者	1,142	907	1.26	810	617	1.31	332	290	1.14
事務従事者	493	1,942	0.25	324	1,259	0.26	169	683	0.25
販売従事者	294	332	0.89	239	209	1.14	55	123	0.45
サービス職業従事者	1,381	644	2.14	503	347	1.45	878	297	2.96
保安職業従事者	177	81	2.19	80	49	1.63	97	32	3.03
農林漁業従事者	18	61	0.30	9	33	0.27	9	28	0.32
生産工程従事者	788	328	2.40	723	267	2.71	65	61	1.07
輸送・機械運転従事者	483	307	1.57	337	242	1.39	146	65	2.25
建設・採掘従事者	850	112	7.59	826	100	8.26	24	12	2.00
運搬・清掃・包装等従事者	636	1,191	0.53	322	547	0.59	314	644	0.49
IT関連合計	120	201	0.60	79	141	0.56	41	60	0.68
福祉関連合計（介護関係）	1,519	450	3.38	752	271	2.77	767	179	4.28

※その他の職業を除く。IT関連合計、福祉関連合計は内数。

グラフ 2 パートタイムを除く常用



グラフ 3 常用的パートタイム



産 業 別 求 人 賃 金 一 覧 表

令和7年8月分

ハローワーク千葉南

産業別	一般（パートを除く）[月額：円]	パートタイマー[時間額：円]
D 建設業	311,000	1,330
総合工事業	326,000	1,330
E 製造業	286,000	1,230
食料品製造業	326,000	1,150
繊維工業	－	－
パルプ・紙・紙加工品製造業	212,000	1,080
印刷・同関連業	210,000	－
化学工業	238,000	1,180
プラスチック製品製造業	252,000	1,530
金属製品製造業	294,000	1,160
生産用機械器具製造業	359,000	－
電気機械器具製造業	－	－
（民生用電気機器等）	－	－
（電子機器等）	235,000	－
輸送用機械器具製造業	－	－
（自動車・同附属品製造業）	－	－
（精密機械器具等）	－	－
その他の製造業	265,000	－
G 情報通信業	225,000	1,080
H 運輸業，郵便業	267,000	1,190
I 卸売業，小売業	272,000	1,250
卸売業	256,000	1,330
小売業	276,000	1,240
J 金融業，保険業	－	－
K 不動産業，物品賃貸業	280,000	1,190
M 宿泊業，飲食サービス業	262,000	1,220
宿泊業	－	1,230
飲食店	262,000	1,200
O 教育，学習支援業	302,000	1,710
P 医療，福祉	254,000	1,460
医療業	250,000	1,380
社会保険・社会福祉・介護事業	257,000	1,480
Q 複合サービス事業	211,000	－
R サービス業（他に分類されないもの）	249,000	1,170

（注）令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分

中 途 採 用 時 賃 金 月 額

【 令和7年4月～令和7年6月 】

千葉労働局

（単位：千円）

区分		年齢計	19歳以下	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上	対象者数（単位：人）
産業別	農業、林業、漁業	225	201	209	219	231	227	240	237	301	223	225	174	319
	鉱業、採石業、砂利採取業	309	0	0	283	0	285	235	300	0	392	287	0	11
	建設業	273	221	237	258	271	289	296	302	306	316	302	258	4,530
	製造業	264	203	228	244	261	274	276	290	298	308	326	246	3,044
	電気・ガス・熱供給・水道業	304	300	257	276	289	315	335	233	0	586	370	0	53
	情報通信業	285	212	249	263	297	303	341	360	281	426	320	368	415
	運輸業、郵便業	270	218	244	258	271	282	280	293	281	283	268	224	3,128
	卸売業、小売業	259	209	222	251	266	266	281	278	275	293	292	238	3,651
	金融業、保険業	271	294	217	233	275	265	264	275	270	366	365	266	325
	不動産業、物品賃貸業	275	186	249	253	269	283	270	301	316	354	288	291	807
	学術研究、専門・技術サービス業	308	212	234	267	294	331	336	349	376	417	369	272	1,350
	宿泊業、飲食サービス業	252	207	231	255	241	263	273	287	278	266	264	218	1,019
	生活関連サービス業、娯楽業	256	219	241	258	265	258	271	271	272	265	296	202	1,208
	教育、学習支援業	301	224	248	257	277	310	321	332	350	342	356	309	1,279
	医療、福祉	277	200	243	300	312	286	276	266	265	263	274	233	10,144
	複合サービス事業	234	203	208	227	241	240	263	236	250	271	232	192	95
	サービス業（他に分類されないもの）	244	195	229	240	249	254	266	263	268	255	251	193	3,151
	公務（他に分類されるものを除く）・その他	265	125	226	247	223	308	218	249	213	174	304	219	246
職業別	専門的・技術的職業	303	212	247	309	328	317	307	309	308	321	331	298	9,218
	管理的職業	336	206	248	278	280	296	343	365	393	440	412	278	810
	事務的職業	273	204	235	251	271	272	281	275	291	340	319	255	4,608
	販売の職業	253	210	224	243	259	267	272	271	272	260	262	239	2,024
	サービスの職業	244	198	233	238	250	255	257	257	256	251	254	203	8,797
	保安の職業	220	217	238	226	225	262	245	215	224	228	244	175	442
	農林漁業の職業	229	201	220	219	253	238	240	241	254	206	282	196	308
	運輸・通信の職業	264	221	240	260	266	272	279	282	275	268	255	215	3,082
	生産工程・労務の職業	259	217	230	250	259	274	279	282	285	288	277	246	5,486
規模別	4人以下	262	213	232	255	263	281	275	280	277	274	271	233	3,601
	5～ 29人	261	216	232	252	266	269	271	274	281	280	278	229	10,907
	30～ 99人	261	207	232	252	263	271	272	280	281	283	285	221	8,187
	100～299人	277	214	237	256	270	284	296	294	300	335	316	279	5,131
	300～499人	282	205	241	280	294	289	301	306	288	321	305	286	1,863
	500～999人	302	191	255	321	340	323	308	303	307	296	314	205	2,472
	1,000人以上	290	202	239	317	358	305	319	289	261	266	284	265	2,614

※基礎データが少ないために、金額が突出的に高く、または低くなっていることがあります。

新規学校卒業者初任給情報 【令和7年3月卒業者】

ハローワーク千葉南・千葉労働局

月額（単位：千円）

地域別・学歴別 / 産業・職業・規模別		ハローワーク千葉南				千葉労働局			
		中　学	高　校	短　大	大　学	中　学	高　校	短　大	大　学
合　　計		－	213	235	263	183	211	226	250
産業別	農業、林業、漁業	－	－	＊　228	－	－	201	223	231
	鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	－	－	＊　198	－	＊　241
	建設業	－	202	＊　238	262	＊　172	228	236	268
	製造業	－	217	230	254	－	210	222	249
	電気・ガス・熱供給・水道業	－	＊　241	－	－	－	212	＊　265	253
	情報通信業	－	－	＊　200	＊　222	－	220	213	243
	運輸業、郵便業	－	216	＊　206	264	－	218	222	248
	卸売業、小売業	－	203	248	247	＊　189	208	212	241
	金融業、保険業	－	－	－	－	－	215	＊　214	249
	不動産業、物品賃貸業	－	－	＊　215	＊　245	＊　200	213	220	257
	学術研究、専門・技術サービス業	－	200	＊　211	228	－	210	221	244
	宿泊業、飲食サービス業	－	＊　190	＊　260	＊　227	＊　195	211	229	236
	生活関連サービス業、娯楽業	－	218	227	＊　228	－	209	223	240
	教育、学習支援業	－	－	261	＊　265	－	202	237	262
	医療、福祉	－	202	230	275	＊　196	203	231	255
	複合サービス事業	－	＊　201	－	＊　206	－	200	＊　213	227
	サービス業（他に分類されないもの）	－	203	＊　245	257	－	218	218	246
	公務（他に分類されるものを除く）、その他	－	－	－	－	－	－	－	＊　239
職業別	専門的・技術的職業	－	214	239	274	＊　190	211	231	256
	管理的職業	－	＊　202	－	＊　350	－	215	226	298
	事務的職業	－	213	224	243	－	208	213	246
	販売の職業	－	199	255	250	－	211	216	244
	サービスの職業	－	206	226	248	＊　203	208	227	241
	保安の職業	－	－	－	＊　246	＊　200	222	222	237
	農林漁業の職業	－	－	＊　223	＊　216	－	＊　205	221	225
	運輸・通信の職業	－	201	＊　201	＊　224	＊　190	217	216	241
	生産工程・労務の職業	－	221	240	248	＊　164	214	225	246
規模別	29人以下	－	195	230	235	＊　171	211	227	243
	30人～99人	－	212	232	240	＊　200	210	227	249
	100人～299人	－	214	223	260	－	210	226	248
	300人以上	－	216	245	271	－	213	224	251
対　象　人　員　（人）		0	425	166	367	12	2,666	2,107	6,228

（注1）　賃金欄の「＊」は対象人員が10人未満であることを、また「－」は対象者がいないことを表しています。

（注2）　毎月決まって支払われる各種手当を含み、超過勤務手当、賞与及び臨時の賃金を除きます。

千葉県の最低賃金一覧表 マストで守ろう！最低賃金。

最低賃金件名	最低賃金額 時間額（円）	発効年月日	最低賃金の適用について
〔地域別最低賃金〕 千葉県最低賃金	1,140	令和 7.10.3	千葉県内の事業場で働くすべての労働者及びその使用者に適用されます。ただし、特定最低賃金が設定されている産業の労働者及びその使用者には、該当する特定最低賃金が適用されます。

特定最低賃金	調味料製造業 （味そ製造業を除く。）	1,140	令和 7.10.3	*調味料製造業の特定最低賃金(889 円)は、令和７年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1,140 円)」が適用されます。
	鉄鋼業	1,147	令和 6.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 （１）18 歳未満又は 65 歳以上の者 （２）雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの （３）清掃又は片付けの業務に主として従事する者 **＊鉄鋼業の特定最低賃金額は、令和７年度改正の見込みであり今後審議の予定です。**
	はん用機械器具、生産用機械器具製造業 ※注①	1,140	令和 7.10.3	*はん用機械器具、生産用機械器具製造業の特定最低賃金(922 円)は、令和７年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1,140 円)」が適用されます。
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 （電球・電気照明器具製造業、電気計測器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）	1,140 ※注②	令和 7.10.3	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 （１）から（３）は上記に同じ （４）次に掲げる業務に主として従事する者 イ　主として手作業による又は手工具若しくは小型電動工具、操作が容易な小型機械を使用して行う部品の組立て又は加工業務のうち、組線、巻線、端末処理、はんだ付け、取付け、穴あけ、みがき、刻印打ち、かしめ、バリ取り、材料の送給、選別の業務 ロ　塗油、検品の業務 ハ　手作業による袋詰め、包装の業務 ニ　軽易な運搬、部品等の整理、賄い等の雑役業務 **＊電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の特定最低賃金額は、令和７年度改正の見込みであり今後審議の予定です。**
	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業	1,140	令和 7.10.3	*計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業の特定最低賃金(887 円)は、令和７年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1,140 円)」が適用されます。
	各種商品小売業 ※注③	1,140	令和 7.10.3	*各種商品小売業(848 円)は、令和７年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1,140 円)」が適用されます。
	自動車（新車）小売業	1,140	令和 7.10.3	*自動車(新車)小売業(922 円)は、令和７年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1,140 円)」が適用されます。

※注①　はん用機械器具製造業…家庭用エレベータ製造業、冷凍機・温湿調整装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業（他に分類されないはん用機械・装置製造業を除く）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く

生産用機械器具製造業…建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、縫製機械製造業のうち毛糸手編機械製造業、生活関連産業用機械製造業のうち包装・荷造機械製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業のうち金属用金型・同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業、ロボット製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く

※注②　電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業については、特定最低賃金（令和 6 年 12 月 25 日効力発生の 1,105 円）が適用されていますが、令和７年 10 月３日効力発生の千葉県最低賃金の改正により特定最低賃金額を千葉県最低賃金額が上回るため、同日以降は千葉県最低賃金の適用となります。なお特定最低賃金額は令和７年度に改正の見込みであり、今後審議の予定です。

※注③　各種商品小売業…衣・食・住にわたる各種の商品を小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所

◎　賃金を上記最低賃金額と比較する場合、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外勤務手当、休日出勤手当、深夜手当、１か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）や臨時に支払われる賃金（結婚手当など）は除外します。

詳しくは、千葉労働局賃金室　TEL043－221－2328
または最寄りの労働基準監督署へお尋ねください

厚生労働省 最低賃金特設サイト　千葉労働局　労働基準監督署

地域別最低賃金額一覧（47都道府県）

（　）内は、令和6年に改定された最低賃金額

都道府県名	最低賃金額（円）	引上げ額（円）	発効年月日
北海道	1,075（1,010）	65	令和7年 10月4日
青　森	1,029（953）	76	令和7年 11月21日
岩　手	1,031（952）	79	令和7年 12月1日
宮　城	1,038（973）	65	令和7年 10月4日
秋　田	1,031（951）	80	令和8年 3月31日
山　形	1,032（955）	77	令和7年 12月23日
福　島	1,033（955）	78	令和8年 1月1日
茨　城	1,074（1,005）	69	令和7年 10月12日
栃　木	1,068（1,004）	64	令和7年 10月1日
群　馬	1,063（985）	78	令和8年 3月1日
埼　玉	1,141（1,078）	63	令和7年 11月1日
千　葉	1,140（1,076）	64	令和7年 10月3日
東　京	1,226（1,163）	63	令和7年 10月3日
神奈川	1,225（1,162）	63	令和7年 10月4日
新　潟	1,050（985）	65	令和7年 10月2日
富　山	1,062（998）	64	令和7年 10月12日
石　川	1,054（984）	70	令和7年 10月8日
福　井	1,053（984）	69	令和7年 10月8日
山　梨	1,052（988）	64	令和7年 12月1日
長　野	1,061（998）	63	令和7年 10月3日
岐　阜	1,065（1,001）	64	令和7年 10月18日
静　岡	1,097（1,034）	63	令和7年 11月1日
愛　知	1,140（1,077）	63	令和7年 10月18日
三　重	1,087（1,023）	64	令和7年 11月21日
滋　賀	1,080（1,017）	63	令和7年 10月5日
京　都	1,122（1,058）	64	令和7年 11月21日
大　阪	1,177（1,114）	63	令和7年 10月16日
兵　庫	1,116（1,052）	64	令和7年 10月4日
奈　良	1,051（986）	65	令和7年 11月16日
和歌山	1,045（980）	65	令和7年 11月1日
鳥　取	1,030（957）	73	令和7年 10月4日
島　根	1,033（962）	71	令和7年 11月17日
岡　山	1,047（982）	65	令和7年 12月1日
広　島	1,085（1,020）	65	令和7年 11月1日
山　口	1,043（979）	64	令和7年 10月16日
徳　島	1,046（980）	66	令和8年 1月1日
香　川	1,036（970）	66	令和7年 10月18日
愛　媛	1,033（956）	77	令和7年 12月1日
高　知	1,023（952）	71	令和7年 12月1日
福　岡	1,057（992）	65	令和7年 11月16日
佐　賀	1,030（956）	74	令和7年 11月21日
長　崎	1,031（953）	78	令和7年 12月1日
熊　本	1,034（952）	82	令和8年 1月1日
大　分	1,035（954）	81	令和8年 1月1日
宮　崎	1,023（952）	71	令和7年 11月16日
鹿児島	1,026（953）	73	令和7年 11月1日
沖　縄	1,023（952）	71	令和7年 12月1日
全国加重平均額	1,121（1,055）	66	

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで確認！

最低賃金に関する特設サイト
最低賃金制度　検索

賃金引上げ特設ページ
賃金引上げ特設ページ　検索
賃金引上げに向けた支援策等を掲載しています。

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

（R7.9）